

東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例

東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 6 年東近江市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 A 地区の部用途の制限の項中「(を)」を「(わ)」に、「(ぬ)」を「(る)」に改め、同表 B 地区の部用途の制限の項中「(を)」を「(わ)」に、「(ぬ)」を「(る)」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。